

地域における日本語教育の在り方について（論点整理） ＜検討事項（案）＞

2. 地域における日本語教育の基本的な考え方

- (1) 地域における日本語教育施策の方向性について
 - 地方公共団体における日本語教育に関する基本的な方針の策定
 - 外国人等の多様なニーズを踏まえた日本語教育環境の整備
 - 日本語教師や地域日本語教育コーディネーター等の専門性を有する人材の確保
 - 地域住民の日本語教育活動への参加
 - 地方公共団体の日本語教育推進体制の強化
- (2) 地域における日本語教育の実施主体
 - 地方公共団体の役割
 - 外国人を雇用する事業者の責務の明確化
- (3) 対象となる学習者
 - 日本で日常的な生活を営む日本語学習を希望する外国人等
 - 日本で生活することを予定している外国人等
- (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方について
 - 文化庁の日本語教育実態調査（昭和 42 年～）
 - 「地域における日本語教育の推進に向けて（報告）」（平成 28 年文化審議会国語分科会）の「日本語教育に関する調査の共通利用項目」の活用
 - 調査データの有効な活用方法
- (5) 日本語教育プログラムの編成
 - ・ 目的・目標…「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」
 - ・ 日本語レベル…基礎段階の言語使用者である A1, A2 から自立した言語使用者である B1 相当まで
 - ・ 教育内容・方法等…生活 Can do を活用した教育モデル
自学実習やオンラインを活用した教育モデル
 - ・ 学習時間の目安…来日初期段階における集中的な日本語学習モデル
ライフステージに応じた継続的な日本語学習モデル
 - ・ 日本語能力の評価
- (6) 日本語教育人材の確保・配置
 - コーディネーターや日本語教師など専門性を有する人材の活用と配置
 - 地域における日本語教育人材の養成・研修
- (7) 日本語教育を実施するための連携体制の充実
 - 効果的な連携モデル
- (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

<別添 1 >

地域における日本語教育の在り方について（審議経過報告）を踏まえた
検討のためのたたき台（骨子案）

- 国及び地方公共団体が関係機関と連携して推進する日本語教育施策を検討する際の指針とするための内容とする。
- 現状と課題について、人材や実施体制等を含めた観点別に項目を見直す必要がある。
- 構成を再度検討するとともに、地方公共団体や日本語教育機関等へのヒアリング等を実施し、先進的な取組等の事例や当事者の声を盛り込み、具体的な実施をイメージできるようにする。

0. 検討の経緯

1. 地域における日本語教育の現状と課題

- (0) 地域日本語教育とは
- (1) 地域における日本語教育の実施状況等の把握について
- (2) 地方公共団体における日本語教育に関する基本計画の策定について
- (3) 「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について
- (4) 地域における日本語教育を担う人材について
- (5) 地域における日本語教育を実施するための多様な機関との連携体制について

2. 地域における日本語教育の基本的な考え方

- (1) 地域における日本語教育施策の方向性について
- (2) 地域における日本語教育の実施主体
- (3) 対象となる学習者
- (4) 日本語能力やニーズ・学習状況等に関する調査の在り方について
- (5) 日本語教育プログラムの編成
 - ・目的・目標
 - ・日本語レベル
 - ・教育内容・方法等
 - ・想定される学習時間
- (6) 日本語教育人材の確保・配置
- (7) 日本語教育を実施するための連携体制の充実
- (8) 地域における日本語教育事業・施策の評価

3. 地域における日本語教育の内容

- (1) 「日本語教育の参照枠」について
- (2) 生活上の行為の事例と「生活 Can do」について
 - ・内容及び活用方法
 - ・漢字を含む文字の扱い方
 - ・生活・社会・文化的情報の扱い方
 - ・評価に対する考え方

参考資料

- 参考資料 1 「生活 Can do」等の一覧
- 参考資料 2 参考資料等

＜別添 2＞

「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について」の改定と
「生活 Can do」作成に関連する作業の実施経過について

事業の背景と目的

文化審議会国語分科会日本語教育小委員会において、「生活者としての外国人」に対する日本語教育の標準的なカリキュラム案について（以下、「標準的なカリキュラム案」という）の改定及び「生活 Can do」の作成に係る検討に基づき、令和元年度より以下の作業を行っている。

作業の実施経過と作成した「生活 Can do」の項目数は以下の表 1、表 2 の通りである。

表 1 「標準的なカリキュラム案」の改定と「生活 Can do」作成に関連する作業の実施経過

年度	事業の実施経過
令和元年	・日本語教育の標準に関するワーキンググループにおいて、国際交流基金の協力を受け「標準的なカリキュラム案 Can do」（試案）を作成。
令和 2 年 (調査研究)	・「生活上の行為」の事例の見直し。 ・外国人を対象とした実態調査の実施。 ・生活上の行為の事例に基づく Can do の追加作成。 (「V 子育て・教育を行う」「VI 働く」を除く)
令和 3 年 (調査研究)	・生活上の行為の事例に基づく Can do の追加作成。(「V 子育て・教育を行う」「VI 働く」を中心とし、「VIII 社会の一員となる」を追加作成) ・質的検証の調査票の設計。
令和 4 年 (調査研究)	・令和元・3 年度までに作成した「生活 Can do」約 800 項目について、質的・量的な検証を行い、精査・修正予定。

表 2 生活上の行為の大分類別の「生活 Can do」（案）項目数

生活上の行為の大分類	生活 Can do (案)		
	Can do の数	小分類数	小分類あたりの Can do 数の平均
I 健康・安全に暮らす	76	5	15.2
II 住居を確保・維持する	30	2	15.0
III 消費活動を行う	49	2	24.5
IV 目的地に移動する	43	5	8.6
V 子育て・教育を行う	155	7	22.1
VI 働く	149	9	16.6
VII 人と関わる	61	2	30.5
VIII 社会の一員となる	83	5	16.6
IX 自身を豊かにする	92	7	13.1
X 情報を収集・発信する	51	4	12.8
合計	789	48	16.4